

P04 諸外国の大陸棚申請海域

渡邊奈保子（海洋研究室）・吉田剛（海洋情報課）

1982年に採択された国連の「海洋法に関する条約（以下、海洋法条約という）」では、海底とその下の資源開発等に排他的権利を有する海域として大陸棚を規定している。同条約では、大陸棚として、沿岸国の領海基線から200海里まで、もしくは、海底の地形・地質が一定の条件を満たす部分については200海里を超えて設定可能としている。

200海里を超えた大陸棚（以下、延長大陸棚という）の設定に関しては、沿岸国は国連の大陸棚の限界に関する委員会に対して地形・地質に関する情報を提出し、同委員会から勧告を受ける必要がある。延長大陸棚に関する情報の提出期限は、2009年5月までもしくは、批准から10年以内とされている。我が国を含め、多くの国が1999年5月以前に批准しており、これらの国は2009年5月（「大陸棚限界委員会の科学的・技術的ガイドライン」の採択から10年後）に提出期限を迎えた。なお、延長大陸棚の情報の提出については、海域毎に行う「部分提出」や複数の沿岸国で行う「共同提出」が可能である。さらに延長大陸棚の主張について、概要のみをとりまとめた「予備的情報（Preliminary Information）」の提出も可能となっている。

我が国は、提出期限前の2008年11月に、世界で13番目に延長大陸棚に関する情報を国連へ提出した（第1図参照）。その後2009年5月の期限までに提出数は51を数え、予備的情報の提出も44に及んだ。各国の主張の内容は多種多彩であり、それぞれ様々な思惑から延長大陸棚を主張している。そこで、本稿では、各国の延長大陸棚の傾向と分布の把握のため、公開されている延長大陸棚に関する地理情報を一元的に管理するGISを構築した。

各国が提出した情報の概要については、大陸棚限界委員会のHPに掲載される各国の概要（Executive Summary）によって知ることが可能である。各国の概要には、延長大陸棚の外側の限界の座標および延長大陸棚の限界線図（地図）が掲載されている。そこで、本研究では、

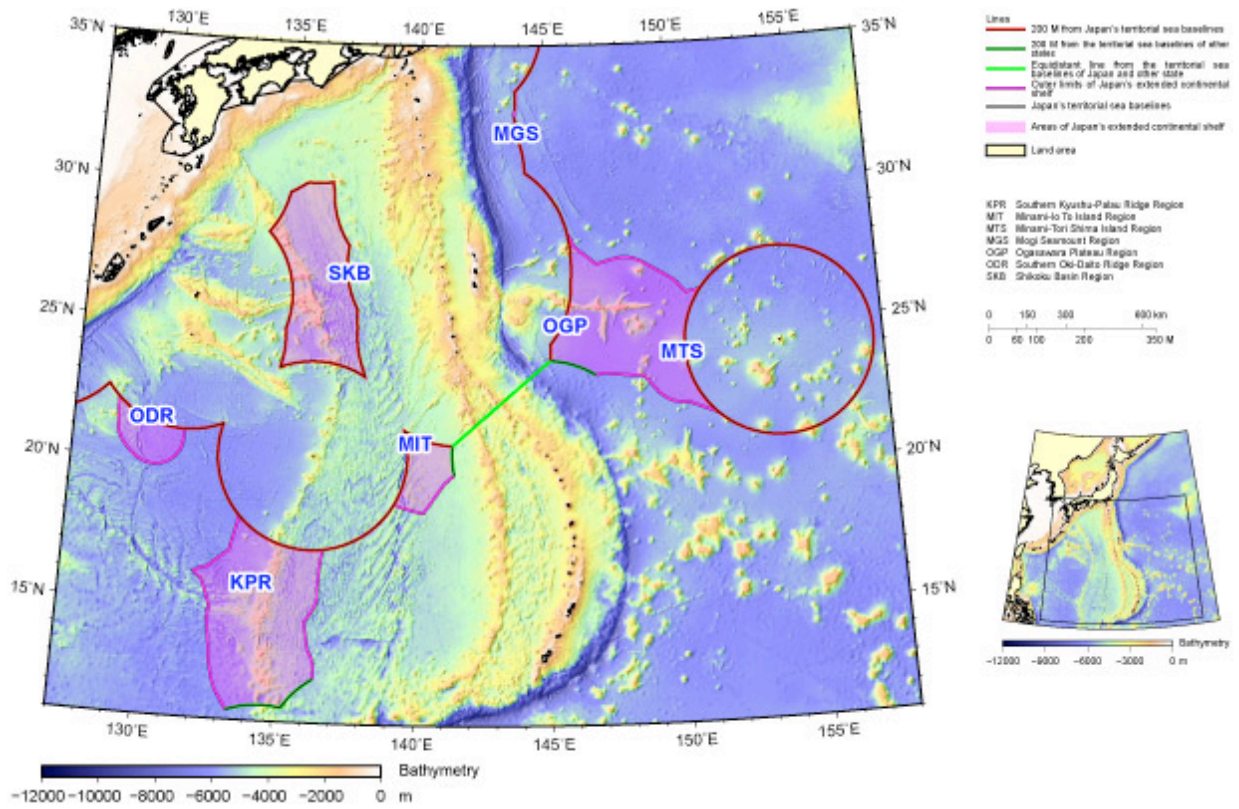
- ① 概要に掲載されている座標を数値化しGISへ登録
- ② 限界線図を抽出、ジオレファレンスを付加してGISへ登録
- ③ 数値化された座標から基点座標を逆算で推定しGISへ登録

を実施した。また、各国の延長大陸棚の中には、隣国との複雑な位置関係から、当該国の主張する延長大陸棚の範囲が不明瞭となっているものも多くある。そこで、

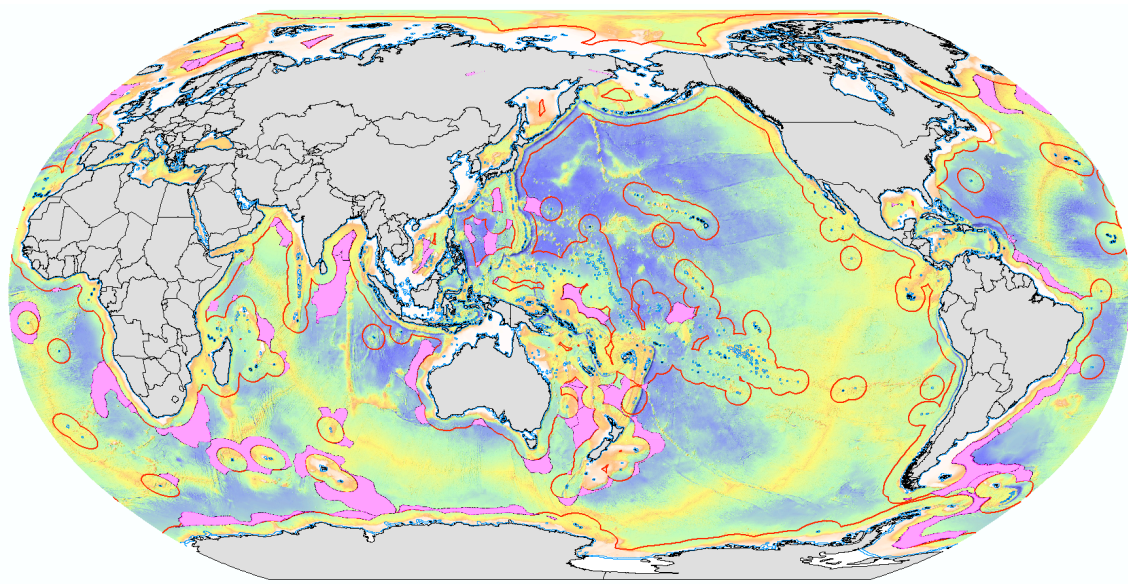
- ④ GIS上で、当該国と他国の200海里線を留意しつつ、当該国の主張する延長大陸棚の範囲を推定し、GISへ登録

を実施した。海底地形図上に、世界の岸線から200海里の線と④で実施した諸外国の延長大陸棚の範囲とを記入した世界地図を第2図に示す。

現在、米国など条約を批准していない国、あるいはカナダなど提出期限を迎えていない国が存在する。加えて、委員会の勧告がほとんど出ていないため、図2は今後大きく変わりうるが、200海里以遠の多くの海域において、各国が延長大陸棚を主張している様子がわかる。



第 1 図 日本の大陸棚申請海域



第 2 図 世界の大陸棚申請状況